

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、**鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化**等が急務

鳥獣管理の充実

- 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、**積極的な「管理（マネジメント）」**に転換。

都道府県等による捕獲の強化

- 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、**都道府県や国が計画に基づく捕獲事業**を実施

※捕獲事業に係る規制緩和の例

- ・ 捕獲許可を不要とする
- ・ **夜間の銃による捕獲**を可能とする（認定事業者が行う場合）

鳥獣管理体制の強化

- シカ等の捕獲を行う**事業者を認定する制度**を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢（現20歳以上）を引き下げ

被害防止のための捕獲の促進に向けて

- 国が、シカ等の**個体数の調査**や都道府県の**取組の評価**を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- 被害の状況や捕獲の意義・必要性について**国民の理解を醸成**
- その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、**法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）**。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その**生息数を適正な水準に増加**させ、若しくはその**生息地を適正な範囲に拡大**させること又はその**生息数の水準及びその生息地の範囲を維持**すること
鳥獣の管理：その**生息数を適正な水準に減少**させ、又はその**生息地を適正な範囲に縮小**させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

2－1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年通常国会 法律第46号）

※ 平成26年 5 月30日公布、 平成27年 5 月29日施行 （ただし、 5 ③のみ公布日施行）

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
 - **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加



2－2. 題名、目的等の改正（第1条・第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、~~鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて~~狩猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

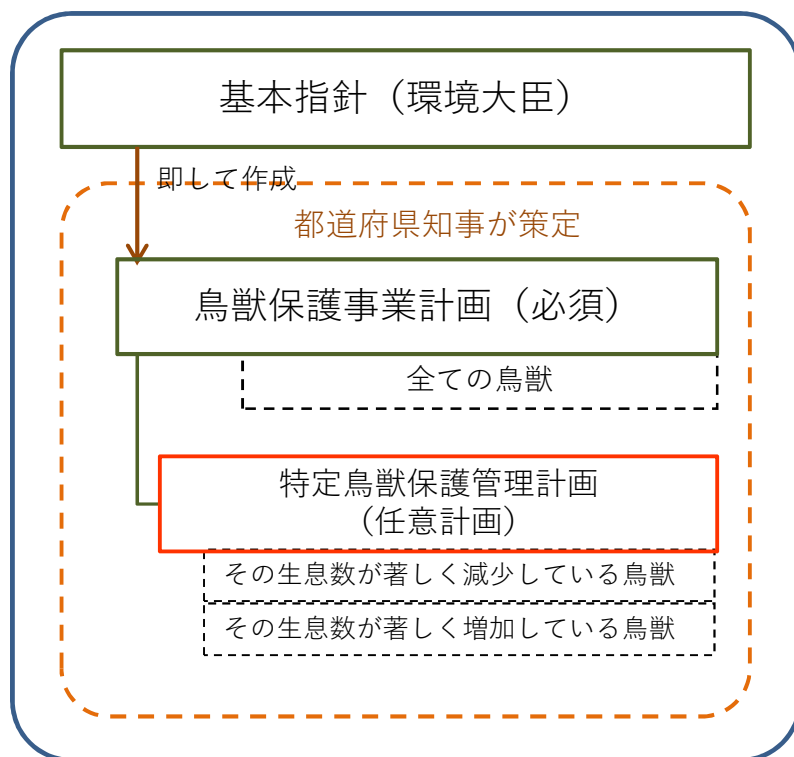
【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

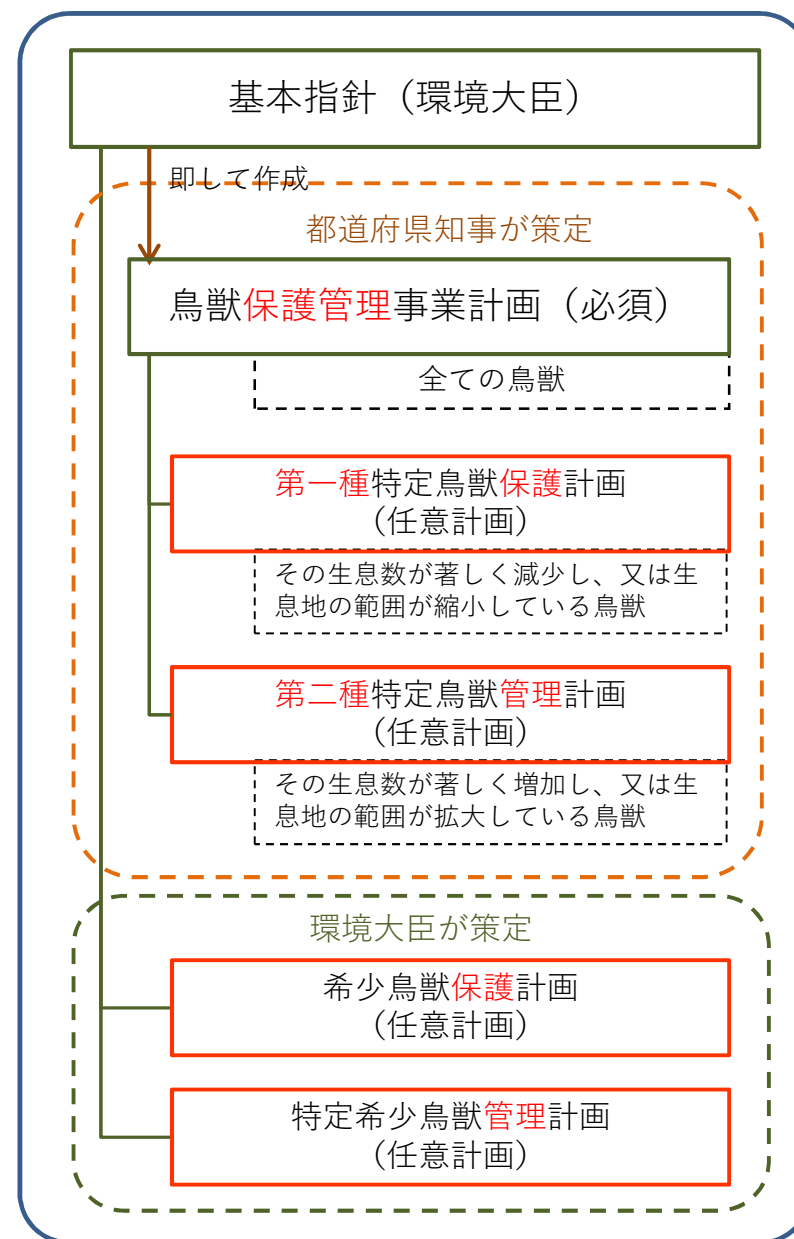
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2-3. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】



【改正後】



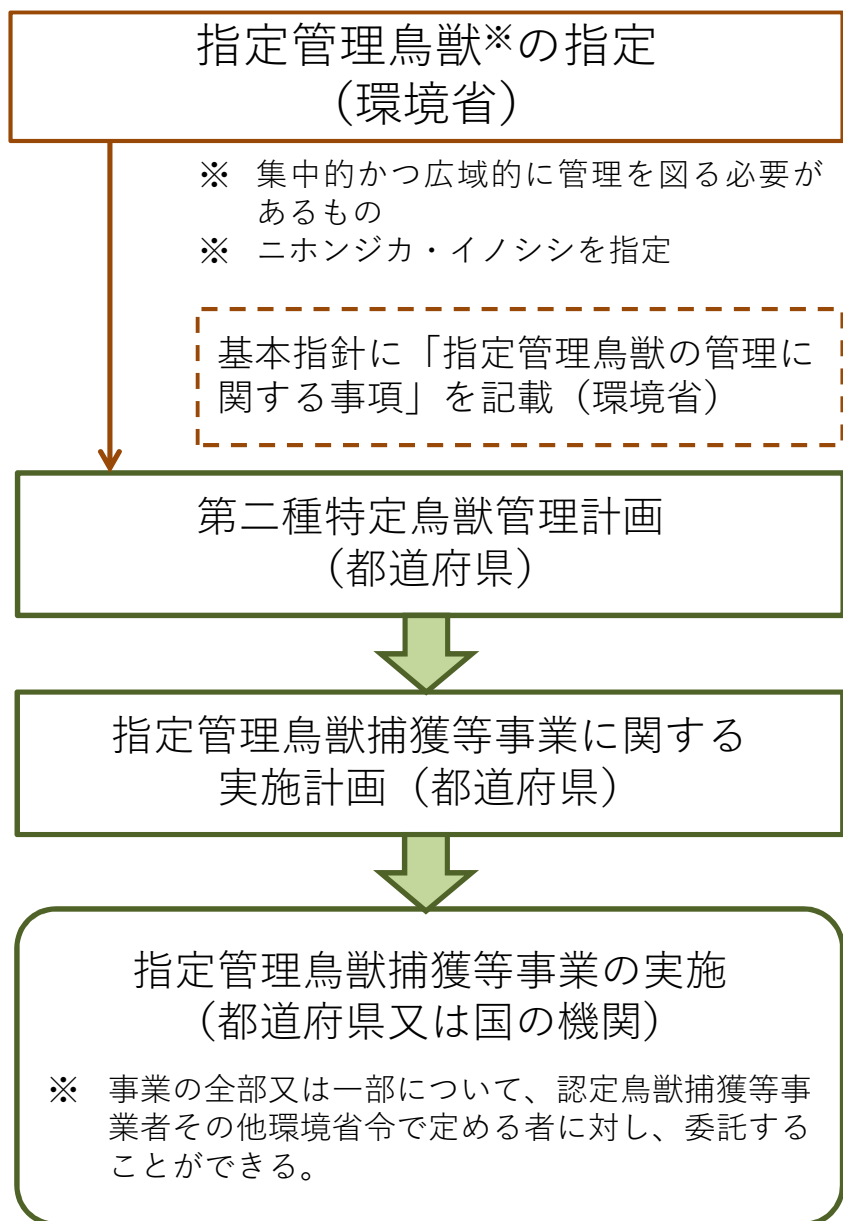
(参考) 特定計画の策定状況

	第一種特定鳥獣保護計画 策定都道府県数	第二種特定鳥獣管理計画 策定都道府県数
ニホンジカ		44
クマ類	8	14
ニホンザル		27
イノシシ		44
ニホンカモシカ		8
カワウ		7
ゴマフアザラシ		1

令和2年10月末現在

2-4. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設（第14条の2）

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- ☐ **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- ☐ **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- ☐ **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-5. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

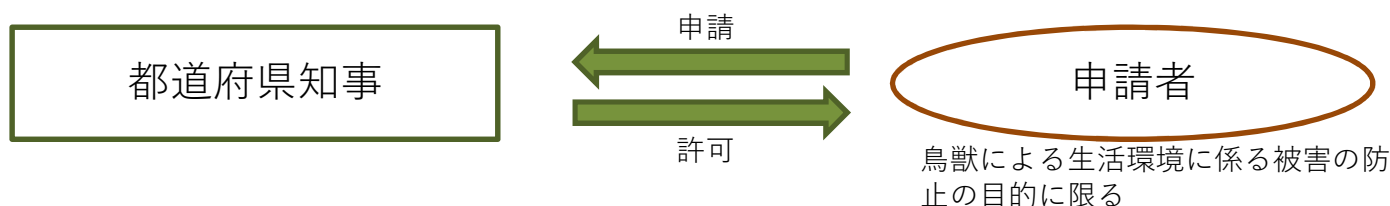
<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

2-6. その他

① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（第38条・第38条の2）

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加（第75条の2）

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。

（狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。）

3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

①鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

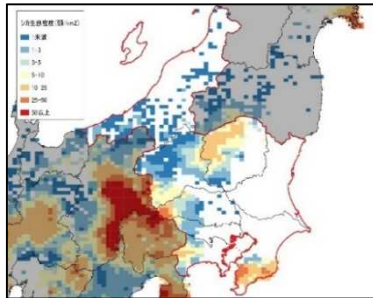
- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

有害鳥獣の捕獲活動の強化に伴う主な課題と対応（退避地での捕獲強化）

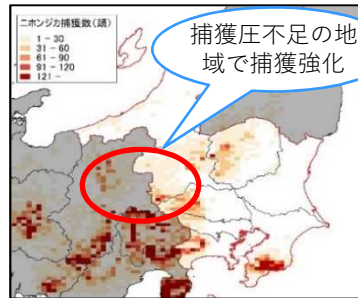
- 近年、各種捕獲事業が強化される中で、捕獲圧が不足する地域に、シカ・イノシシが退避していることから、退避地における捕獲強化を進める必要がある。（例えば、都道府県や市町村の行政区域界周辺や、国立公園、国指定鳥獣保護区といった保護地域に退避する行動が見られる。）
- 捕獲情報・生息情報の見える化を行い、捕獲圧が不足した地域に対して、国、都道府県、市町村が面的に連携した捕獲の強化を計画的に図る必要がある。

■生息状況等の見える化による捕獲強化支援

捕獲情報、生息情報、被害情報の広域的な見える化（地図化）により、捕獲圧の足りていない地域を面的に把握
各捕獲事業の最適化や隣接都府県との連携事業の計画を進める



ニホンジカ生息密度（関東）

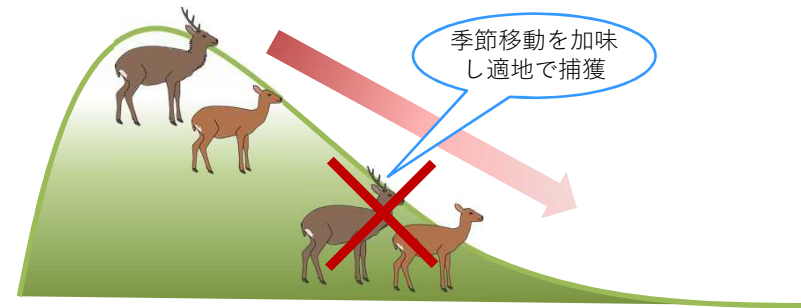


ニホンジカ捕獲数（関東）

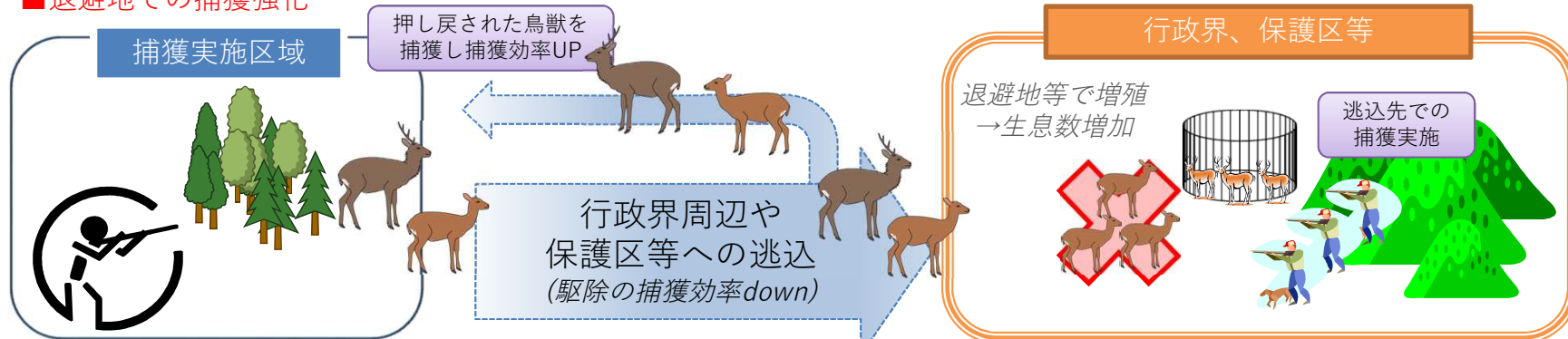
捕獲圧不足の地域で捕獲強化

■広域的な捕獲事業の連携

- ・多雪地域等では、季節毎にシカの広域移動がある。
広域的な捕獲事業を各主体が連携し、捕獲適地で捕獲する。



■退避地での捕獲強化



国・都道府県・市町村の各主体の協力による面的な捕獲を実施することにより、退避地をなくし、各々の捕獲地域で効率的・効果的に捕獲できる事業を、2019年度以降積極的に実施

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

②鳥獣の管理を担う人材の育成、体制の構築

鳥獣の捕獲の担い手である**狩猟者の育成**

- わな猟・網猟の免許取得年齢を20歳以上から18歳以上に引下げ
- ▽狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発イベントの実施
（狩猟フォーラム、フィールドセミナーを全国で実施）
- ▽熟練狩猟者による狩猟者育成の仕組み（狩猟インストラクター制度）の構築に向けた検討
- ▽公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を減免

組織的、計画的かつ安全に鳥獣の捕獲ができる組織を育成

- 安全管理体制を構築し、捕獲従事者が一定の技能、知識を有する捕獲事業者（法人）を都道府県が認定
（※都道府県等の公的な捕獲事業の受け皿となることを期待。）

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

科学的な基盤の整備

- ニホンジカ、イノシシの全国レベルの個体数推定、将来予測（毎年）
- ニホンジカ（都道府県別）、イノシシ（地域ブロック別）の個体数推定
将来予測（2015年4月公表、以後、都道府県で交付金により作成）
- ニホンジカ、イノシシの全国生息分布拡大状況調査（2015年、2021年）
- ニホンジカの密度分布図の作成（2015年公表、**2021年関東地区のみ公表**）

1. ニホンジカ(本州以南)の個体数推定の結果

- ・令和元年度末(2019年度末)におけるニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、中央値で約189万頭(90%信用区間:約142万~260万頭)となりました。
- ・ニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、平成26年度(2014年度)をピークに、減少傾向が継続していると考えられます。

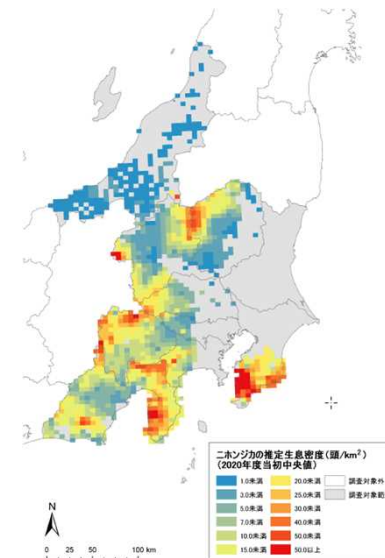


※ 令和元年度(2019年度)の自然増加率の推定値は、中央値1.19(90%信用区間:1.11~1.27)

※ 50%信用区間:168~214万頭、90%信用区間:142万頭~260万頭

※ 令和元年度(2019年度)の北海道の推定個体数は、約67万頭(北海道資料)

ニホンジカの
密度分布図



3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修（各回20～50名規模）
 - ・初級編：特定計画に基づいた鳥獣の保護・管理に係る基礎的内容
 - ・上級編：クマ、ニホンザル、カワウ等の種ごとの個体群管理と計画策定

- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ159名）
 - ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家
 - 民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
 - 登録者の活用促進事業を実施

（R3年度：登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援予定）

- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表）
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 38 / 47（81%）
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.8人

4-1. 情報提供（鳥獣保護管理事業の点検）

論点	主な変更点(新たに追加を検討する記述)
鳥獣の管理の強化	● 第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図る。
	● 県をまたぐ指定管理捕獲等事業の実施について、必要に応じ広域協議会を組織して捕獲に取り組む。
	● 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める。
鳥獣の保護の推進	● 錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。
	● 鳥類の鉛中毒の防止のため、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。
人材育成	● 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。
	● 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援を進める。
野生鳥獣に由来する感染症対策	● 野生鳥獣由来の感染症について、希少鳥獣保護の観点も踏まえながら、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。
	● 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応することが必要。
	● 豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。
その他	● 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際、計画的な管理への影響の有無等について考慮する。
	● 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。
	● 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築するとともに人材育成の取組を検討することが必要。
	● 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進する。

4-2. 情報提供（鳥獣保護管理の専門家の活用支援）

地方公共団体、農業・林業団体皆様へ

鳥獣プロデーターバンク活用促進事業のご案内

野生鳥獣の保護管理や被害防止に関する専門家を派遣します

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する技術者を「鳥獣プロデーターバンク」として登録し、地方公共団体等の要請に応じて紹介する取組を進めています。

令和2年度より「鳥獣プロデーターバンク」に登録された専門家の活用を通じた鳥獣保護管理を促進するため、行政機関や農業・林業団体等が実施する鳥獣保護管理に関する研修・技術指導等の活動へ「鳥獣プロデーターバンク」に登録された専門家派遣に必要な謝金を支援します。

◆ 鳥獣プロデーターバンクの専門家ができること

鳥獣プロデーターバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣に関する様々な課題解決のための指導・助言が可能です。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の助言	捕獲・被害防止対策の指導	モニタリング調査等の実施・指導

こんな悩みの解決に役立つ事業です

例えば...

- ・イノシシの農作物被害防止のためのアドバイスをもらいたいが、誰に講師を頼めばよいかわからない。
- ・行政担当者向けの鳥獣保護管理研修を開きたいがニホンジカの管理に詳しい専門家が見つからない。



プロデーター
バンク事務局
へ相談し、
専門家を招聘

地域の課題・鳥獣種等
に応じた専門家による
現地指導・研修を実現



◆ 利用方法

利用者（地方公共団体、農業・林業団体等）からのご利用手順は次のSTEPのとおりです

STEP 1 鳥獣保護管理・被害防止を目的とした研修会・講義等において登録者を招聘する活動を実施する際に

- ①「鳥獣プロデーターバンク」HPで派遣を希望する専門家を選ぶ
- ②実施する研修内容等に応じた専門家について事務局に電話、メールで相談する

STEP 2 『利用申請書』を事務局へ提出します。

STEP 3 事務局より登録者の情報提供を受けた後、登録者へ講師等の依頼をします。

STEP 4 登録者と活動内容（研修、技術指導等）を調整し、活動を実施します。

STEP 5 活動終了後、『活動報告書』を事務局へ提出します。

※事務局で内容を確認後、事務局から登録者へ謝金（1名1回当たり17,700円）を支払います。
※令和2年度登録者活用促進事業を活用した謝金支払の人数については、50名を上限とします。
※登録者の謝金支払には活動地への交通費は含まれません。

手順書・申請書は「鳥獣プロデーターバンク」webサイトで入手できます。➡



※左記はR2年度事業の内容
R3年度は一部変更見込み

4-3. 情報提供（クマ出没対応マニュアルの改訂）

クマ類の出没対応マニュアル

－改定版－



令和3（2021）年3月

環境省自然環境局

4-4. 情報提供（狩猟等事故防止映像）



- ① 第1章「誤射はなぜ起きた？（収録時間11分）」 URL: <https://youtu.be/fY4NsRx2tp4>
銃猟において人を野生鳥獣と間違えてしまう「誤射」に関する事故事例を参考に、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章「増えるわな猟の事故（収録時間7分40秒）」 URL: <https://youtu.be/Xsnr9vUVoTs>
近年、免許取得者が増加している「わな猟」における事故事例を参考に、わなにかかった野生鳥獣の逆襲による事故がどうして起こったのかを解説。
- ③ 第3章「クセをつけた心構え（収録時間13分）」 URL: <https://youtu.be/xlh6RuQFpM4>
俳優の藤岡弘、さんが静岡県猟友会の方々に同行し、狩猟を行う際に気を付けるべき心構えや所作・振舞いを紹介。

4-5. 情報提供（指定管理鳥獣捕獲等事業費）

指定管理鳥獣捕獲等事業費

【令和3年度予算額 100百万円（2,300百万円）】

環境省

【令和2年度第3次補正予算額 2,400百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

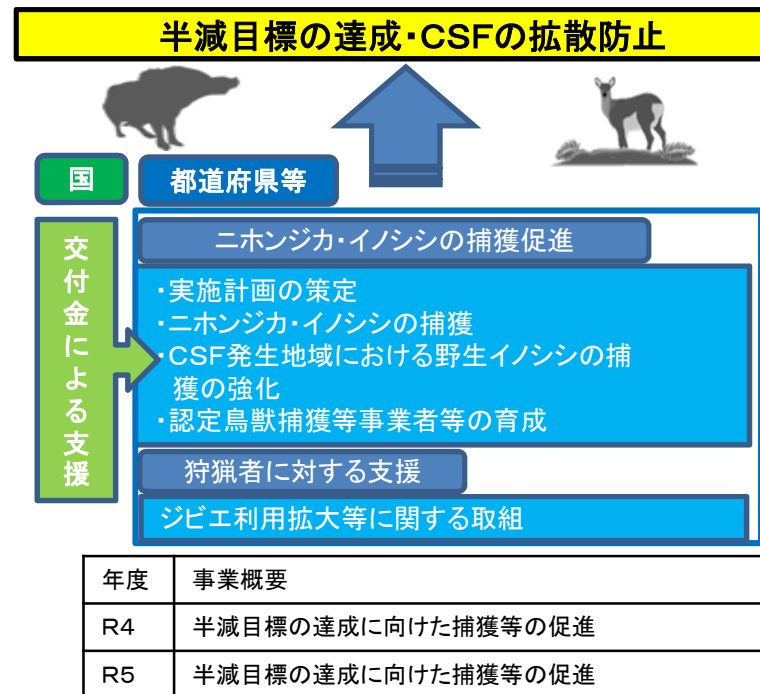
3. 事業スキーム

■事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）

都道府県、協議会

■実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先：

【参考】指定管理鳥獣捕獲事業費

各事業の概要

交付対象事業	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	都道府県 協議会	➤ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1／2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	➤ 事業費の1／2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲については 事業費の2／3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	都道府県 協議会	➤ 事業費10,000千円を上限とする定額
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県 協議会	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	都道府県	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県	①ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ➤ 1頭9千円上限とする定額（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ➤ 1 処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 ②捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援（新規） ➤ 1頭8千円上限とする定額（シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ➤ 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）